

生協の福祉事業をサポート

生協福祉事業に関する総合補償制度

居宅介護事業者賠償責任保険【基本補償】

+ 介護サービス従事者傷害保険（オプション）

+ 訪問看護事業者賠償責任保険（オプション）

申込締切日： 2017年2月15日(水)



★★★★★ 特徴 ★★★★★

1. 2000年4月にスタートした生協の介護保険事業をサポートするために生まれた本制度は「居宅サービス事業」、「居宅介護支援事業」等に係わる賠償リスクを包括的に補償いたします。また、「給食サービス事業」、「ヘルパー養成講座」等、指定事業以外の生協独自の福祉事業も補償対象となります。
2. 日本生協連を保険契約者とする団体補償制度として、独自の保険料率でご加入いただくことが可能です。（傷害保険は除く）
3. オプションとして介護事業（ホームヘルプサービス）に従事されるヘルパーの方の傷害リスクを補償する「介護サービス従事者傷害保険」に加入できます。
4. オプションとして訪問看護事業中の賠償リスクを補償する「訪問看護事業者賠償責任保険」に加入することができます。

1. 本制度に加入できる方

日本生活協同組合連合会の会員生活協同組合および会員生活協同組合連合会

2. 補償内容

【基本補償】

- ①居宅サービス事業
- ②居宅介護支援事業
- ③生協独自の福祉事業

上記の業務遂行に起因して生じる他人に対する賠償リスクに対して

居宅介護事業者賠償責任保険

生協福祉事業の実態にあった補償内容で制度設計！！

必要な補償を取り込みました！！

日本生協連の団体補償制度として個別に加入するよりも割安な保険料を実現！！

★①「居宅サービス事業」（訪問介護、訪問入浴介護、通所介護 [デイサービス]、短期入所生活介護 [ショートステイ]、福祉用具貸与・販売、その他 家事援助・住宅改修・外出介助等のサービス）および「地域密着型サービス事業（グループホーム）」「介護予防サービス事業」「地域密着型介護予防サービス事業」も対象となります。②「居宅介護支援事業」（介護計画作成、要介護・支援申請代行等）および「介護予防支援事業」も対象となります。③その他生協独自の福祉事業（給食サービス事業・ヘルパー養成講座等も含みます。）が対象となります。

★【基本補償】の最低合計保険料は、5千円です。

【オプション補償】

※基本補償（居宅介護事業者賠償責任保険）と合わせてご加入ください。

生協と契約を締結し、介護サービス（ホームヘルプサービス）に従事されるヘルパーの方の傷害リスクに対して

介護サービス従事者傷害保険

介護サービスに従事されるヘルパーの方で政府労災が適用にならない場合に備えて！！

対象者全員を付保していただく必要はありません。

1日あたりの最高稼働（就業）人数でご加入できます！！

★ヘルパーとして介護サービス業務に従事中（通勤途上を含みます。）のケガが補償の対象となります。

生協の福祉事業において営む訪問看護業務リスクに対して

訪問看護事業者賠償責任保険

訪問看護業務において利用者などの第三者に損害賠償（対人事故、対物事故）を与えてしまった場合に備えて！！

事業所数によって適用保険料を定めます！！

★訪問看護業務において第三者に身体障害を与え、または第三者の財物を滅失・破損もしくは汚損した場合に被保険者が負う法律上の賠償責任を負担することによって被る損害が補償の対象となります。

基本補償（居宅介護事業者賠償責任保険）

〔賠償責任保険普通保険約款＋施設所有（管理）者特別約款＋生産物特別約款＋請負業者特別約款＋居宅介護事業者等特約条項〕

居宅介護サービス業務ならびに生協独自の福祉事業の業務の遂行に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

補償対象となる業務

居宅介護サービス業務	次の①から④までの業務をいいます。
	①訪問介護等 ＊訪問看護業務及び居宅療養管理指導業務（介護予防を含みます）は対象となりません。 【介護保険対象サービス】 ●訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス） ●訪問入浴・介護予防訪問入浴 ●訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション（専門の資格がなければ行うことができない業務を除きます。） ●通所介護・介護予防通所介護（デイサービス） ●通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア） ●短所入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ●短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（ショートステイ） ●特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
	【地域密着型サービス】 ●夜間対応型訪問介護 ●小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 ●地域密着型特定施設入居者生活介護 ●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・介護予防認知症対応型共同生活介護 ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	【横だしサービス・その他のサービス】 ●在宅配食 ●家事援助 ●外出介助 ●移送 ●ホームヘルパー養成研修 ●障害者総合支援法に基づく居宅生活支援サービス ●緊急通報 ●特定高齢者に対する通所型・訪問型介護予防サービス ●そのほか居宅介護サービスに準じるサービス
	②居宅介護支援業務 ●要介護認定または要支援認定等の申請手続きの代行 ●要介護認定または要支援認定等の認定調査 ●特定高齢者の把握 ●ケアプラン・介護予防ケアプランの作成 ●居宅サービス事業を行う者へのサービスの提供依頼 ●作成したケアプラン・介護予防ケアプランに基づく継続管理及び再アセスメント
③福祉用具販売・レンタル（簡単な据え付け工事を含みます）	
④住宅改修	

用語の解説

事故の種類	定義
被保険者	この保険契約において補償を受けることができる方（＊） ＊この保険では次の方が被保険者となります。 ① 記名被保険者（加入者証に被保険者として記載された方） ② ①が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する期間 ③ ①が法人以外の社団である場合は、その構成員 ④ ①の使用人。①の指示に基づいて対象業務を遂行する研修受講生（パートタイマー、協力会員及びホームヘルパー等の養成研修を受講している方を含みます。）を含みます。 ⑤ ①が住宅改修工事を行う場合は、その下請負人 （上記②から⑤の方は、①が遂行する対象業務に従事している限り被保険者となります。） ただし、居宅介護支援業務に係わる純粋経済事故に限り、次の方が被保険者となります。 ア、①のうち指定居宅介護支援事業者または指定介護予防支援事業者 イ、ア、の使用人である介護支援専門員
対人・対物事故	次の事由に起因する他人の身体の障害または財物の損壊をいいます。「身体の障害」とは、傷害、疾病またはこれらに起因する後遺障害もしくは死亡をいいます。「財物の損害」とは、財物の滅失、破損または汚損をいいます。 ①記名被保険者が所有、使用または管理する施設 ②記名被保険者が遂行する対象業務の遂行またはその結果 ③生産物（記名被保険者が製造、販売または提供した財物で被保険者の占有を離れたもの）
人格権侵害事故	施設・対象業務の遂行またはその結果・生産物に関する不当行為に起因する、他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害
受託物事故	受託物の滅失、破損、汚損、紛失、盗取または搾取 「受託物」とは、記名被保険者が対象業務の遂行にあたり管理する動産（＊）をいいます。 ＊受託物には次のものを含まません。 ①有価証券、印紙、切手、証書、帳簿 ②宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章 ③稿本、設計書、雛型 ④自動車、原動機付自転車、船舶または航空機 ⑤動物、植物等の生物 ⑥その他①から⑤までに類する物
居宅介護支援業務に係わる純粋経済事故	居宅介護支援業務の遂行に起因して要介護者等に対し財産上の損害を生じさせたこと
不当行為	不当な身体の拘束、口頭または文書もしくは図面等による表示

保険金をお支払いする場合

1. 日本国内で発生した次の事故に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。(②の受託物事故につきましては、被保険者が受託物の正当な権利を有する者に対し法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。)
①対人・対物事故 ②受託物事故 ③人格権侵害事故 ④居宅介護支援業務に係わる純粋経済事故
2. 日本国内において上記①～④の事故が発生し、被保険者が初期対応を行うために支出した費用に対して保険金をお支払いします。保険金をお支払いするのは①～④の事故が保険期間中に発生した場合に限ります。
3. 日本国内において上記①～④の事故が発生し、被保険者が応訴を行うために支出した費用に対して保険金をお支払いします。保険金をお支払いするのは①～④の事故が保険期間中に発生した場合に限ります。

保険金をお支払いできない主な場合

次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

※ここでは主な場合のみを記載しています。詳細は団体の代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください

【各担保内容共通】

- ①保険契約者または被保険者の故意
- ②戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議または地震、噴火、洪水、津波、高潮
- ③他人との特別な約定によって加重された賠償責任
- ④被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害
- ⑤石綿または石綿の代替物質(それらを含む製品を含みます)の発がん性その他の有害な特性
- ⑥核燃料物質、核原料物質、核汚染物質等の有害な特性に起因する損害
- ⑦汚染物質の排出・流出・いつ出または漏出に起因する損害(ただし、排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に発見・通知された場合はお支払いの対象となります。)
- ⑧医療行為または医師、歯科医師、看護師、保健師もしくは助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれのある行為(法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。)

【対人・対物事故】

- ①最初にご加入いただいた保険契約の保険期間の初日より前に発生した事故
- ②日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された事故で、その訴訟を提起した者に係わる部分
- ③自動車、原動機付自転車もしくは航空機または施設外における船、車両もしくは動物の所有、使用、管理
- ④被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造・販売・提供した生産物または行った対象業務の結果
- ⑤被保険者の占有を離れた後または対象業務の終了後もしくは放棄の後に発生した生産物そのものの損壊または使用不能

【人格権侵害事故】

- ①ご加入いただいた保険契約の保険期間の初日より前に発生した事故
- ②日本国外の裁判所に損害賠償請求が提起された事故で、その訴訟を提起した者に係わる部分
- ③最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為
- ④事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為
- ⑤被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)
- ⑥被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為、広告・宣伝活動、放送活動または出版活動

【受託物事故】

- ①ご加入いただいた保険契約の保険期間の初日より前に発生した事故
- ②日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された事故で、その訴訟を提起した者に係わる部分
- ③保険契約者、被保険者、その法定代理人もしくは使用人または被保険者と同居する親族が行いまたはお咎めした盗取または詐取
- ④保険契約者、被保険者、その法定代理人もしくは使用人または被保険者と同居する親族が受託物を私的な目的で使用している間に生じた損壊、紛失、盗取または詐取
- ⑤自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊
- ⑥自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗濡れその他類似の現象
- ⑦ねずみ食い、虫食いその他類似の現象
- ⑧受託物の使用不能(収益減少を含みます。)

【居宅介護支援業務に係わる純粋経済事故】

- ①被保険者に対する請求が保険期間の始期日前に発生した事由によりなされる恐れがあることを保険契約者または被保険者が保険契約締結時に知っていた場合
- ②保険契約者、被保険者または業務の補助者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為
- ③法令により医師の指示のもとで専門資格を有する者のみが行うことのできる医療行為そのほかの行為
- ④介護支援専門員が遂行すべき行為につき、被保険者が介護支援専門員の資格を有さない者に遂行させた行為
- ⑤被保険者が居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護予防サービス事業者または地域密着型介護予防サービス事業者として遂行した行為(介護保険法に基づき都道府県知事の指定を受けた事業者として遂行した行為であるかどうかを問いません。)
- ⑤被保険者の使用人がその事務を処理するにあたり、または事故の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為
- ⑥他人の身体の傷害または財物の損壊、紛失、盗取もしくは搾取(被保険者が業務遂行にあたり管理する、要介護・要支援認定等の所定の申請手続代行にかかる書類等の他人の書類には適用しません。)
- ⑦自動車、原動機付自転車、航空機、船舶、動物または被保険者が業務を行う施設もしくは設備の所有、使用または管理
- ⑧名誉若しくは信用の毀損またはプライバシーの侵害若しくは秘密の漏えい
- ⑨被保険者の支払停止、支払い不能または債務超過
- ⑩特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して帆売れにより定められた権利または法律上保護される利益の侵害

お支払する保険金の種類

- ①法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払い責任を負う損害賠償金(賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要です。)
- ②損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談なども含みます。)
- ③事故が発生した場合において被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続きまたは既に発生した事故にかかわる損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
- ④事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
- ⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決にあたる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用
- ⑥この保険の対象となりうる事故が発生した際に、事故対応のために被保険者が負担する事故現場の保存・写真撮影費用、通信費、対人事事故の被害者への見舞金等の社会通念上妥当と認めらえる初期対応費用
- ⑦この保険の対象となる事故が発生し、被保険者に対する損害賠償請求訴訟が日本国内において提起された場合に、応訴のために被保険者が支出した事故再現実験費用や意見書・鑑定書作成費用または相手方や裁判所に提出する文書作成費用等の社会通念上妥当と認められる訴訟対応費用

保険金のお支払方法は以下のとおりです。

・上記①の法律上の損害賠償金については、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。ただし、受託物事故については、支払限度額の範囲内であっても、その受託物の時価がお支払いの限度となります。

・上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払いの対象となります。(支払限度額は適用されません。)ただし、上記②の争訟費用については「①法律上の損害賠償金>支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

・上記⑥の初期対応費用については、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。ただし、対人事事故の被害者への見舞金・見舞品購入費用は、支払限度額の内枠において、1事故について被害者1名あたり10万円を限度とします。

・上記⑦の訴訟対応費用については、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

てん補限度額(ご契約金額)

		てん補限度額(ご契約金額)		免責金額
賠償責任	対人・対物事故合算(1事故・保険期間中)	1億円	5千円 (※1)	なし
	受託物事故(1請求)	100万円		
	(うち現金)(1請求)	10万円		
	人格権侵害事故(1事故・1請求・保険期間中)	300万円		
	居宅介護支援業務に係わる純経済損失賠償(1事故・保険期間中)	300万円		
初期対応費用	初期対応費用(1事故)	500万円	5千円	
	うち見舞金・香典・見舞品購入費用(1名)	10万円		
訴訟対応費用	訴訟対応費用(1事故)	500万円	5千円	

※1. 免責金額(自己負担額)は、身体障害賠償、財物損壊賠償それぞれに5千円が適用されます。

※2. 身体障害賠償と財物損壊賠償の支払限度額(ご契約金額)は合算して1億円が限度となります。

対象業務及び年間保険料

対象業務	保険料
<ul style="list-style-type: none"> ●訪問介護 ●訪問入浴介護 ●通所介護(デイサービス) ●短期入所生活介護(ショートステイ) ●グループホーム ●福祉用具貸与・販売 ●住宅改修 ●その他サービス・事業 ●居宅介護支援(ケアマネジャー)業務 ●居宅サービス事業・居宅介護支援事業以外の生協独自の福祉事業 	会員生協の営む業務区分によって異なります。 最低保険料は5,000円です。

主な賠償事故例

対人・対物事故

- 通所介護施設での補助を忘れ、高齢者が転倒してケガをした。

受託物事故

- デイサービスに来ていた高齢者から預かった現金を盗難された。(この場合、警察への届出が必要です。)

人格権侵害事故

- 管理用に作成したサービス利用者の所得や既往症などの一覧表を、外部の者の目に触れる事務所に掲示してしまい、プライバシー侵害として訴えられた。

居宅介護支援業務に係る純経済事故

- 要介護・要支援認定の手続代行を請け負ったものの、申請するのを怠り、介護サービスの利用開始時期が遅くなったとして、サービス利用機会を逸失した部分の損害賠償を請求された。

オプション補償①（介護サービス従事者傷害保険）

〔総合生活保険（傷害補償）（就業中のみの傷害のみの補償特約、準記名式契約特約（一部付保）（同一保険金額用）付帯）〕

本保険は、ヘルパーの方が従事中（通勤途上を含みます。）に急激かつ偶然な外来の事故（※）にあい、ケガをされたり、死亡された場合に保険金をお支払いします。労災認定の可否を問わず、生協福祉事業に従事するヘルパーの方が、業務中に発生した事故によりケガをした場合に保険金をお支払いします。

（※）急激かつ偶然な外来の事故とは・・・下記3項目を全て満たす場合をいいます。

○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと

○偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの

○外来性＝身体の外部からの作用によるもの

<上記3項目に該当しない例>

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くずずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性的関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性的原因によるもの）、疾病などは“急激かつ偶然な外来の事故によるケガ”に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。

ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

（※）保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動（以下「弊社」といいます。）は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

補償内容

補償の対象	保険事故例	お支払いする保険金
ヘルパーとして介護サービス業務に従事中（通勤途上を含みます。）のケガが補償の対象となります。	■ 転びそうになった利用者を支えようとして自分がケガをした。 ■ 食事を作っているときにヤケドをした。 ■ 利用者の車椅子を押して散歩中に自転車と衝突しケガをした。 ■ 利用者宅に向かう途中、駅の階段から落ちてケガをした。	死亡保険金
		後遺障害保険金
		入院保険金
		手術保険金
		通院保険金

保険金額と保険料

（職種級別：A）

補償項目	保険金額	
	Aプラン	Bプラン
死亡保険金	1,000万円	1,500万円
後遺障害保険金	40万円～ 1,000万円	60万円～ 1,500万円
入院保険金日額	5,000円	7,500円
入院中に受けた手術*	5万円	7.5万円
入院中以外に受けた手術*	2.5万円	3.75万円
通院保険金日額	3,000円	5,000円

★左記以外のパターンでの自由設計も可能です。

詳細は（株）アイアンドアイサービスにご連絡ください。

* 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

主な事故例

- 組合員さんの家を訪問する途中、自転車とぶつかりケガをした。
- 散歩の介助の帰り、転んでひざをすりむき通院した。
- 花瓶を洗っていたら、花瓶の口が割れていて指を切り通院した。
- 入浴介助中、浴室の床のタイルで滑ってねんざしてしまった。
- ホームヘルプの帰り道で、自転車同士で衝突してケガをした。

* いずれのケースも通院または入院した場合、または死亡・後遺障害が発生した場合に保険金支払の対象となります。

【補償の概要】

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害基本特約	死亡保険金	<p>事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合</p> <p>◆死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>※ 1 事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ</p> <p>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ</p> <p>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額階分）</p> <p>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ</p> <p>・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ</p> <p>・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ</p> <p>・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ</p> <p>・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ</p> <p>・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ</p> <p>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの</p> <p>・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダ―搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ</p> <p>・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛兽取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ</p> <p style="text-align: right;">等</p>
	後遺障害保険金	<p>事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合</p> <p>◆後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の 4%～100%をお支払いします。</p> <p>※1 事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	
	入院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に入院された場合</p> <p>◆入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1 事故について 180 日を限度とします。</p> <p>※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>	
	手術保険金	<p>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術* 1 または先進医療* 2 に該当する所定の手術を受けた場合</p> <p>◆入院保険金日額の 10 倍（入院中の手術）または 5 倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1 事故について事故の日からその日を含めて 180 日以内に受けた手術 1 回に限りです。* 3</p> <p>* 1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p> <p>* 2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りです。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動します。）。</p> <p>* 3 1 事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の 10 倍の額のみをお支払いします。</p>	
	通院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に通院（往診を含みます。）された場合</p> <p>◆通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1 事故について 90 日を限度とします。</p> <p>※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギプス等* 1 を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。</p> <p>* 1 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸椎固定用シーネ、頸椎カラー、頸部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。</p>	

加入方式

- 生協と契約を締結し、介護サービス（ホームヘルプサービス）に従事されるヘルパーの方が対象となります。
- 介護サービスに従事されるヘルパーの 1 日あたりの最高人数によりご契約いただく方式です。（全員付保する必要はありません。）ただし 1 日あたりの最高人数が 5 名に満たない場合は、この保険には加入できません。
- 契約締結時点で介護サービスに従事されるヘルパーの方の名簿を備え付けておく必要があります。
- 保険期間の途中で、1 日あたりの最高人数の増減があった場合は遅滞なく代理店または引受保険会社までご連絡ください。保険料の請求または返還をします。故意もしくは重大な過失により増員の通知がされなかったり、増員による追加保険料を相当期間内に支払わなかったりした場合は保険金を削減してお支払いします。また、増員による追加保険料を相当期間内に支払わない場合はご加入を解除することがあります。

オプション補償②（訪問看護事業者賠償責任保険）

〔賠償責任保険普通保険約款+訪問看護事業者特別約款+人格権侵害担保特約条項+訴訟対応費用担保特約条項+初期対応費用担保特約条項等〕

訪問看護事業者が、訪問看護業務の遂行に起因して発生した対人・対物事故について負う法律上の損害賠償責任を補償する保険です。

補償対象となる業務

訪問看護業務(介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律または労働者災害補償保険法のほか、健康保険法等の医療保険各法に規定される各種訪問看護業務をいい、日本国内において遂行されるものに限り。)

保険金をお支払いする主な場合

- 被保険者(※1)による訪問看護業務の遂行に起因する他人の身体の傷害または財物の損壊(「損壊」とは、滅失・破損・汚損をいいます。)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。保険金をお支払いするのは、身体の傷害または財物の損壊が保険期間中に発見された場合に限り。 (※1)被保険者は訪問看護事業者およびその使用人となります。ただし、医師は除きます。
- 保険期間中に日本国内において行われた訪問看護業務の遂行に伴う不当行為(※2)によって発生した人格権侵害(※3)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害についても補償対象となります。 (※2)「不当行為」とは、次のいずれかの行為をいいます。・不当な身体の拘束 ・口頭または文書もしくは図画等による表示 (※3)「人格権侵害」とは、他人の自由、メイトまたはプライバシーの侵害をいいます。

お支払する保険金の種類

- ① 法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払い責任を負う損害賠償金(※)
- ② 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談なども含みます。)
- ③ 事故が発生した場合において被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続きまたは既に発生した事故にかかわる損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
- ④ 事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
- ⑤ 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決にあたる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用
- ⑥ この保険の対象となりうる事故が発生した際に、事故対応のために被保険者が負担する事故現場の保存・写真撮影費用、通信費、対人事故の被害者への見舞金等の社会通念上妥当と認められる初期対応費用
- ⑦ この保険の対象となる事故が発生し、被保険者に対する損害賠償請求訴訟が日本国内において提起された場合に、応訴のために被保険者が支出した事故再現実験費用や意見書・鑑定書作成費用または相手方や裁判所に提出する文書作成費用等の社会通念上妥当と認められる訴訟対応費用

※ 賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要です。

保険金のお支払方法は以下のとおりです。

・上記①の法律上の損害賠償金については、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

・上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払いの対象となります。(支払限度額が適用されません。)ただし、上記②の争訟費用については「①法律上の損害賠償金>支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

・上記⑥の初期対応費用については、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。ただし、対人事故の被害者への見舞金・見舞品購入費用は、支払限度額の内枠において、1事故について被害者1名あたり10万円を限度とします。

・上記⑦の訴訟対応費用については、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では次の事由による損害に対しては保険金をお支払いできません。(詳細は、団体の代表者にお渡ししている保険約款でご確認ください。)

【担保項目共通】

- ①法令で定める所定の免許を有しない者が行った訪問看護業務
- ②被保険者が所有、使用または管理する不動産または動産(訪問看護業務に使用する機会及び器具を除きます。)
- ③名誉き損または秘密の漏えい
- ④訪問看護業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ⑤保険契約者または被保険者の故意
- ⑥戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ⑦地震、噴火、洪水、津波、高潮
- ⑧被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ⑨被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任

- ⑩被保険者と同居する親族に対する賠償責任
 - ⑪被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
 - ⑫排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任
- 【人格権侵害】
- ①最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為
 - ②事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為
 - ③被保険者によって、または被保険者の了解若しくは同意に基づいて行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)
 - ④被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
 - ⑤広告・宣伝活動、放送活動または出版活動

支払限度額 (ご契約金額)

担保種目	区分		支払限度額	免責金額
基本契約	1 事故		100,000千円	0円
	保険期間中		300,000千円	-
人格権侵害担保特約条項	1 事故		基本契約と同額(共有)	0円
	保険期間中			-
訴訟対応費用担保特約条項	1 事故		10,000千円	0円
初期対応費用担保特約条項	1 事故		5,000千円	0円
	うち、見舞費用	1名	100千円	-

年間保険料

1事業所あたり13,780円

主な事故例

- 入浴介助を行う際に、看護の対象者にケガをさせた。
- 消毒が不十分なカテーテルにより感染症を引き起こした。

ご注意情報

本ご注意情報は居宅介護事業者賠償責任保険及び訪問看護事業者賠償責任保険に関するものです。

＜もし事故が起きたときは＞

【居宅介護事業者賠償責任保険・訪問看護事業者賠償責任保険】

保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

＜ご加入者と被保険者が異なる場合＞

ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただけますようお願い申し上げます。

＜共同保険について＞

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代を行ないます。なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認下さい。

＜示談交渉サービスは行いません＞

この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知ください。

なお、保険会社の承認を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

＜保険金請求の際のご注意＞

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に対するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了承ください。

- ①被保険者が被害者に対してすでに損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

＜告知義務＞

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。*代理店には、告知受領権があります。

＜通知義務＞

【居宅介護事業者賠償責任保険・訪問看護事業者賠償責任保険】

ご加入後に加入申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

＜ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について＞

- (1)ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
- (2)ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていった場合は、ご加入は無効となります。
- (3)以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合

・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

＜他の保険契約等がある場合＞

この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払します。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払します。

＜加入者証＞

加入者証が届くまでの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1か月経過後でも加入者証が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいませようお願いします。

＜代理店の業務＞

代理店は、保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に締結されたご契約は、保険会社と直接締結されたものとなります。

＜保険会社破綻時の取扱い＞

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※)保険契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(*)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

このご案内書は居宅介護事業者賠償責任保険・訪問看護事業者賠償責任保険およびこれに付帯する特約条項の概要をご紹介します。居宅介護事業者賠償責任保険・訪問看護事業者賠償責任保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款および付帯される特約条項をご確認ください。保険約款等内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご契約手続き、その他、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または保険会社までお問い合わせください。

なお、パンフレットにはご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

【ご案内】ホームヘルパー感染症見舞金プラン

〔約定履行費用保険普通保険約款〕

本補償プランは、ヘルパーの方が就業中に感染症に罹患されて入通院をされたり休業された場合に、生協が定める「ホームヘルパーサービス業務従事者感染症見舞金規程」（以下、「感染症見舞金規程」といいます。）に基づいて、生協からヘルパーの方に見舞金が支給されたときに、生協が見舞金の費用を負担したことについて保険金をお支払いします。

* 本制度では補償内容を統一するため「感染症見舞金規程」をご用意していますので、この内容をご採用いただくことになります。

* 「感染症見舞金規程」の詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

補償内容

補償の対象	対象となる感染症
<p><対象となる業務> *</p> <p>居宅介護サービス事業、生協独自の福祉事業</p> <p><感染症の業務上感染></p> <p>●業務従事者がホームヘルプサービス等を提供する際にサービス利用者の居室または敷地内で罹患した感染症が対象となります。</p> <p>* ①介護保険法に規定する居宅サービス事業（ただし、福祉用具貸与および特定福祉用具販売を除きます。）、②その他のサービス（介護保険法に規定されない業務。以下同じ。）として行う家事援助、外出介助等、ならびに生協が行うその他の福祉事業（ただし、医療行為にあたる業務、例えば看護、理学療法等によるリハビリ、医学的管理下における業務を除きます。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 肺炎 ■ インフルエンザ（新型インフルエンザを含みます。） ■ 肝炎 ■ エイズ ■ 皮膚感染症（カンジダ症、白癬症、帯状疱疹、単純ヘルペスなど） ■ ウイルス性結膜炎 ■ 腸管感染（コレラ、腸チフス、細菌性赤痢、細菌性食中毒など） ■ 疥癬 <p>……………など</p>

感染症見舞金の給付内容

感染症見舞金規程で定める給付内容は、次のとおりです。なお、この保険で支払う保険金の額は、感染症見舞金規程に基づき給付される見舞金額となります。

見舞金の種類	見舞金の概要	見舞金額
感染症死亡葬祭費用保険金	給付対象者が業務遂行中に感染症を罹患し、発症日から 90 日以内に死亡した場合に遺族が要した葬祭費用に対して給付する見舞金。	50万円を上限に実費
感染症後遺障害見舞金	給付対象者が業務遂行中に感染症を罹患し、発症日から 90 日以内に後遺障害が生じた場合に本人に対して給付する見舞金。	最高50万円 ～ 2万円
感染症入院見舞金	給付対象者が業務遂行中に感染症を罹患し、発症日から 90 日以内に入院した場合に本人に対して給付する見舞金。	実入院日数 1日～3日 1万円
		実入院日数 4日～7日 2万円
		実入院日数 8日以上 3万円
感染症通院見舞金	給付対象者が業務遂行中に感染症を罹患し、発症日から 90 日以内に通院した場合に本人に対して給付する見舞金。	実通院日数 1日～3日 5千円
		実通院日数 4日～7日 1万円
		実通院日数 8日以上 1.5万円
感染症休業見舞金	給付対象者が業務遂行中に感染症を罹患し、発症日から 90 日以内に入院または通院し、1か月以上業務を休業した場合に本人に対して給付する見舞金。	1か月以上2か月未満 平均報酬月額 0.5か月分
		2か月以上3か月未満 平均報酬月額 1.0か月分
		3か月以上 平均報酬月額 1.5か月分

* 感染症休業見舞金の「平均報酬月額」は、休業前3か月分の報酬額から1か月あたりの平均額を算出したものです。

* 平均報酬月額0.5か月分の上限は10万円となります。 * 報酬額に交通費、会議費、通信費等は含みません。

制度のしくみ

- 生協に雇用または生協と契約を締結し、ホームヘルプサービス業務に従事されるヘルパーの方を対象とする「感染症見舞金規程」を定めていただき、この規程に従って支払われた見舞金に対して保険金が支払われる方式です。
- 統一の補償内容となるため、あらかじめ本制度の「感染症見舞金規程」をご採用いただけます。

保険料

事業高1万円あたり 5.0円

保険金をお支払いできない主な場合

【各見舞金共通】

- 故意または重大な過失による場合
- 給付対象者になってから10日以内に発症した感染症
- 給付対象者が海外から帰国後10日以内に発症した感染症
- 給付対象者がホームヘルプサービス利用者のサービス利用終了の日から起算して30日経過後、発症した感染症
- インフルエンザによる他の給付対象者への二次感染
- インフルエンザで実通院日数が5日以内の場合 ……など

（注）お支払いできない主な場合は上記のとおりですが、詳細は（株）アイアンドアイサービスまたは引受保険会社までご照会ください。

加入手続き

- 補償開始 : 2017年4月1日(土)午後4時から2018年4月1日(土)午後4時まで1年間
(中途加入もできます。加入の際は(株)アイアンドアイサービスまでお問い合わせください。)
- 申込締切日 : 2017年2月15日(水)
- 申込方法 : 「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。加入依頼書に必要事項をご記入の上、ご提出ください。保険料については、別途「保険料請求書」をご送付いたしますので、3月17日(金)までに指定口座へお振入いただきますようお願いいたします。
(注) 基本補償である居宅介護事業者賠償責任保険の最低合計保険料は、5,000円になります。

この保険は、日本生活協同組合連合会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として日本生活協同組合連合会が有します。

このパンフレットは「生協福祉事業に関する総合補償制度」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。

【お問い合わせ先】

■取扱代理店
株式会社アイアンドアイサービス
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-13
コープ共済プラザ

TEL.03-6836-1330
FAX.03-6836-1333

■引受保険会社(幹事保険会社)
東京海上日動火災保険株式会社
広域法人部 団体・協同組織室
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
TEL.03-3515-4151 FAX.03-3515-4152

■(非幹事保険会社)
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
共栄火災海上保険株式会社
三井住友海上火災保険株式会社

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 総合生活保険(傷害補償)にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

〔マークのご説明〕



保険商品の内容を
ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる
事項等、特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申し出により任意にご加入いただける特約等はパンフレットに記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 保険金額の設定

この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

4 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

5 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

6 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの告知事項は下記①から③をご確認ください(項目名は商品によって異なる場合があります。)。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様、変更時点での下記①から③の事項が告知事項となります。

〔告知事項・通知事項一覧〕

★: 告知事項 ☆: 告知事項かつ通知事項

① 総合生活保険(傷害補償)

職業・職務等 * 1・被保険者数(1日の最高稼働人数)が告知事項かつ通知事項(☆)となります。

他の保険契約等 * 2 が締結されている場合はその内容が告知事項(★)となります。

* 1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

* 2 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。

他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 死亡保険金受取人

総合生活保険(傷害補償)において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合 * 1 は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険への加入についてご説明いたしますようお願い申し上げます。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

* 1 家族型補償(本人型以外)の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項



1 通知義務等

【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらぬ場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、前記「Ⅱ-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

- すべての商品共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 借家人賠償責任補償特約
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。



2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。



3 保険の対象となる方からのお申出による解約

総合生活保険(傷害補償)においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。



4 満期を迎えるとき

【保険期間終了後、更新を制限させていただく場合】

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容は異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただけますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせくださいようお願いいたします。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと



1. 個人情報の取扱い

- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には使いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 総合生活保険(傷害補償)で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社をご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。



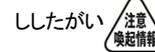
3 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等の取扱い
1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

4 その他ご加入に関するご注意事項

- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。して、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。



- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管をご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、後記(共同保険引受保険会社について)をご確認ください。

5 事故が起きたとき

- 事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいらない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。

東京海上日動安心110番(事故受付センター)のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。



一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808



IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

<共同保険引受保険会社について>

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合
東京海上日動火災保険株式会社	80%	三井住友海上火災保険株式会社	5%
共栄火災海上保険株式会社	10%		
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	5%		

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、弊社ホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。

東京海上日動のホームページのご案内
<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

東京海上日動安心 110 番
(事故受付センター)

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも
「東京海上日動安心 110 番」へ

0120-119-110
受付時間: 24 時間 365 日
携帯電話のアドレス帳登録はこちら
〔「ア」行に登録できます〕



ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- 保険金をお支払いする主な場合 保険金額、免責金額(自己負担額)
 保険期間 保険料・保険料払込方法
 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

【ご加入いただく商品に応じてご確認いただく事項】

確認事項	傷害補償
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「職業・職務等」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか？ ※各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。 <input type="checkbox"/> 職種級別Aに該当する方: 「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方 <input type="checkbox"/> 職種級別Bに該当する方: 「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」(以上、6 職種)	○

【すべての商品に共通してご確認いただく事項】

加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」についてご確認ください。

東京海上日動火災保険株式会社

<2016 年 10 月 1 日以降始期契約用>

07D1-GJ05-16016-201605